

修論要旨

エジプトにおけるアーイラの理解に向けて －復讐事件を通して見たその認識範囲－

岡戸 真幸

序章 2002年8月10日の事件について

序章では、まず2002年8月10日に起こったアーイラと呼ばれる拡大家族及び親族集団間の復讐事件を取り上げた。この事件から、ある個人が殺されたことでアーイラ間の復讐の応酬へと発展していくのは、個人の背後に常に家族が存在し、その個人の行動がその個人だけのものではなく家族へと連動した行動であると考えられるからではないだろうか。復讐事件を取り上げるのは、彼らが認識する家族としての集団性がこうした事件を通して、同じ家で暮らすという意味での家族の範囲を超えて現れると考えるからである。そうした普段は現れにくいエジプトにおける家族意識を私たちが把握するために、現象としての復讐事件を2002年度のエジプトのアラビア語新聞であるアル・アハラーム紙を資料として、検証することが本論の目的である。そして、この復讐紛争で中心的な役割を果たす男系親族の役割を、財産相続を見ていくことで考えていきたい。この二つの接近方法から、エジプトにおけるアーイラという集団を理解することを試みたい。

第1章 エジプトにおける家族の位置付け －その研究史的背景－

第1節では、アラビア語における家族用語

の整理をまず行い、そこでアラビア語で家族を意味するアーイラとウスラは、どういった意味をもった言葉であるか整理した。また、そこからそれぞれが基準とするだろう家族形態について考察した。第2節では、論者は、エジプトに関する種々の文献の中で家族がどう扱われてきたかを分析した。それらは、第一に土地と結びついた集団として家族を捉えること、第二に血縁関係の側面から家族を捉えること、第三に政治的な権力を持つ集団として家族を捉えることという分類になった。こうした分類によって描かれてきた家族の違いは、各論文の接近方法によって、同じ媒体が様々な角度から論じられてきた結果である。本論ではフィールドワークを含まずに新聞紙上における事例を元にするため、その概念的な枠組みを第一の家族の捉え方に負うところが大きい。と同時に第二の捉え方とした血縁関係からの接近方法も、家族関係を考える際に本論で必要としたい点である。本論では、実際の復讐事件報道を継続して新聞紙上から収集することにより、その中でアーイラはどのように表れるかを考察するという特徴がある。そこには、アーイラ同士の家族紛争が描かれており、こうした実際の事例から、アーイラの動きを追うことに本論の独自性がある。そして、こうした事象における家族関係を補足するために明文化されたイスラーム法において、財産相続における分配方法の検証を行

った。法では、個々人の関係性が主に扱われているが、復讐における男系親族の役割と重ねた時に彼らの位置付けが相続分配の過程を通して明らかにすることができるだろう。さらに、新聞記事を事例に使用することは、いくつかの論文、単著に散見されるが、新聞紙上にある一つの事件を継続的に扱って家族を論じた論文は今までに無く、また、その際の家族内関係の理解にイスラーム法を併せることで、その復讐の関係性を明らかにしようとするのが本論の独自性である。

第2章 復讐事件における家族

－上エジプトの事例を中心に－

第1節では、本論で主に使う新聞資料についての考察を行い、その限界を見定めるとともにそれらを使うことの有効性について検証し、資料の活用についての前提を述べた。第2節では、序章で触れたベートアッラーム村で起きた大規模な復讐事件（以下ベートアッラーム村事件とする）について新聞紙上で連日のように報道されていた記事を元にして、事件を詳細に分析している。この事件の特徴としてここで挙げられるのは、アーイラと呼ばれる家族あるいは親族集団の規模についてである。そしてその中にウスラという家族の存在を見ることができる。そして、復讐事件の現場から助かった家族（ウスラ）成員が存在することから親族関係とその位置付けを考察し、最後に彼らアーイラという家族あるいは親族集団の持つ地域的なネットワークの可能性に触れた。同時に、復讐の制裁的側面にも触れた。復讐が当事者間同士による問題解決の一つであり、その延長として村での調停会議があり、それらが公的な機関に頼らない村での解決を基本としているものであることを

述べている。そして、第3節では、そうした村での紛争調停会議について、そこに至る過程について文献を取り上げることで、当日の模様を新聞紙上で調停会議が成功した事例を挙げることによって紹介している。第4節は、第2章全体のまとめとしてエジプトにおけるアーイラという集団について考察した。まず、ベートアッラーム村事件以外の新聞紙上の事例を元にカイロ及びその周辺部の復讐事件と上エジプト及びその他の地域の事件の質が異なることを取り上げた。そうした違いがある点を考慮に入れて、ベートアッラーム村事件におけるアーイラとはどのような集団なのかを本節の後半では述べている。そこで捉えられるアーイラとは、その内部にウスラを含みうる集団であり、お互いは親族関係にある。親族を示す用語は、同時に「近い」という意味も持ち、こうしたアーイラという家族意識を構成する人たちが親族関係にあるということは、お互いにとってその関係が「近い」かどうかで判断されているということの意味するものではないかと考えられる。そして、その内部での関係性は親族という用語が持つその「近い」といった意味の曖昧さゆえに一定の枠をはめることはできないと考えられる。こうした考えは次章の財産相続の項で補強していきたい。

第3章 男系親族の家族内でのつながり

－財産相続を事例として－

第3章では家族内で個々人がどのような関係にあるのかをイスラーム法及びエジプト身分関係法に基づいて財産相続計算を行うことによって、考えていきたい。後者は、前者に基づいて施行されており、本論で用いた範囲では相違がなかったため両者を参照した。同

時に、[遠峰 1976：120-121] では、被害者の復讐を行う権利を持つのは、被害者の相続人の中でも後述する第一相続人と第二相続人にあると述べている。このことから、復讐と財産相続を共に考えることは、決して相反するものではなく、ある故人の財産を受け継ぐ人たちが、どのような関係性にお互いあるのか、その故人の財産がどのように分配されるかを見ることによって家族内でのある個人を中心とした認識範囲を理解することもできる。第1節では、エジプト民法にあたる身分関係法がどのような法律であるかまたその法律とイスラーム法の関係について概説している。第2節では、財産相続計算を行っている。財産相続人は、3つの類型に分かれておりその説明がここではされている。第3節は、第2節を踏まえて、分析を行っている。それにより、父方オジが財産を相続できる場合があることが解り、この事例において父方オジの相続配分は、家族の中で息子と同じく最も多い配分となる。復讐において、父方のオジが殺された際にそれを動機として家族が殺した相手を報復の対象とするのも、上記のように家族の中で一番高い相続分であることと関わりがあると考えられる。つまり、家族のつながりの中で、父方オジを家族と近い存在と認識しているからではないだろうか。また、一連の財産相続において、一番財産を獲得するのは、本来は第二相続人である男系親族であることが計算結果から解った。一方で、女性の財産相続における位置を考察すると、女性はその家族の中での自己の位置付けによって、実家と婚家をつなぐ役目を担っていると計算結果より考察することができ、それが男系親族中心であるアーイラのあり方の中で姻族とのつながりを確保することになると考えられる。さらに、この相続計算から、父方平行イ

トコ婚選好の理由は土地の細分化防止にあると考え、その分析を行っている。第4節では、第3章のまとめとして財産相続で明らかになったこととして、男性による女性への庇護関係が挙げられる。さらに、財産相続が血のつながりを元に成り立っており、その基本的な血のつながりの中で優先されるのは、父系の血のつながりである。そして、故人とのその血の濃さに応じて、相続配分及び順位は決定される。一連の財産相続は、故人と血のつながりがあるかで考えられるが、財産相続の基本は家族内での財産分配となる。

結論 今後の展開と課題

今までのまとめとして、結論部では、第1節で本論でどのようなことが解ったかを概括した。本論においては、アーイラを理解するために、復讐という現象に表れるその集団性を考察し、また財産相続において故人を中心にどのような財の広がりがありえて、どのような関係性がお互いに見られるかを考察してきた。上記の二つの接近方法からアーイラについて本論で解ったことは、第1章で見てきたような多様性をもつアーイラの一部に過ぎない。しかし、アーイラについて本論を通して言えることは、その内部の関係性が庇護関係と血のつながりで成り立っており、これは男性が女性を庇護し、血のつながりのある人間が傍系を含めて共にアーイラとして認識される関係性で成り立っているものである、ということである。そして、そうした形態が復讐紛争の時に表面化するということである。ただし、社会の中で実際に活動しているアーイラという実態を見るには、今後フィールドワークを通して、実際の彼らの家族意識を確かめることが課題になるだろう。第2節では、

そのフィールドワークへの課題を2点挙げている。一点目は、村における慣習法に則った調停会議を調査し、その過程で個々人が構築するつきあいの関係性を明らかにすることである。その過程で浮かび上がるのは、村内での個人の人間関係であり、その中で家族、親族といった意識はどう扱われているのか、を観察することが課題となる。2点目は、ライフストーリーを取ることであり、その話者が生きてきた中でどのような社会的地盤を築いてきたか、その話者自身が語る家族観、仲間

意識、つきあいといったことをその個人の視点から語らせることで、具体的な生きた事例を採取することを試みたい。両方とも、社会の中の個人が対象であり、フィールド調査では個人を通じたエジプト社会研究を行ってきたい。

引用文献

- 1) 遠峰四郎 1976 『イスラム法』 慶應通信